

平成21年 5 月 2 日

明治安田生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 松尾 憲治 殿

全明治安田生命労働組合
執行委員長 高橋 弘子



平成21年度職員賃金および労働条件改訂等要求書

職員に関わる賃金等の労働条件について下記の通り要求します。

- I. 月例賃金改定に関し、次の通り要求する。
 1. 社会経済情勢の変化による実質賃金の低下、大手同業他社との賃金格差是正のため、基準内賃金を現行比12,000円以上、誰でも10,000円以上増額すること。
 2. 毎年度の定期昇給感を高めるべく、勤続比例給部分を復活すること。
 3. 総合職・エリア総合職・特定総合職・アソシエイト・医務職・得意先担当職の職種間における賃金格差は、総合職の月例賃金を基準として合理的な方法で縮小に努めること。
- II. 実効ある労働時間の短縮にむけて次の要求をする。
 1. 休日が確実に休めるよう、業務量と人員配置等の抜本的な時短策を明示すること。
 2. 「積立年休」を充実させ、年間最低一回二週間程度の長期連続休暇が取得できるようにすること。また全員が完全取得できるように指導を徹底すること。
 3. 平日の実労働時間短縮へ向けて、会議や研修会は短時間で運営し報告書類等は必要最小限にとどめて十分な営業活動ができる体制を確立すること。

4. 現在の「すいすい水曜日」を充実させ、毎週実施する運営とすること。
また毎月最低一回は早帰り日を設定し、職員の心身のリフレッシュの実現を図ること。

Ⅲ. その他の要求

1. 職員の定年後「再雇用制度」において、近年の社会的要求、職員の意識高揚・定年後の生活設計の安定の観点から、再雇用を希望する者は無条件で受け入れる体制を構築すること。
2. 特定総合職発令者の勤務時間について、安易な時間外勤務をさせないこと。
3. 現行の退職金制度を改悪しないこと。
4. 昇給・昇格について
 - 1) 実績評価の差別運用をやめること。
 - 2) 部門・支社毎の評価ポイント持点制度は問題が多く、直ちに廃止すること。
 - 3) 職員に対する評価に当たっては、目標設定時の面接で評価基準を具体的に明示すること。また結果（評点）についても、必ず本人に理由を説明すること。
5. 人事異動・配置転換について
 - 1) 事前に本人ならびに組合と協議すること。
 - 2) 自己申告を最大限に尊重し、本人の希望する職務や配置を優先すること。
 - 3) 単身赴任を余儀なくされる人事をなくすこと。やむをえず単身赴任となった場合でも二年間を限度とし、単身赴任の解消に努めること。
 - 4) 定年間近の遠隔地異動は老後の生活設計に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、本人が希望する場合、最終居住地の通勤範囲にて異動を行うこと。
 - 5) 人事異動の内示は家庭環境の問題に配慮して二ヶ月以上前に行うこと。
6. 業務上使用する私有自動車制度についてはこれを全廃し、社有自動車を配置すること。また近年の営業活動に不可欠となっている携帯電話につ

いても、営業部門の所属員全員に社有携帯電話を配布すること。

7. 営業所長に関する問題

- 1) 営業所経営上いやしくも私費投入することのないよう、営業所経営費配布基準を改めること。
- 2) 「付績」等の不正業務を誘発するような過酷な督励・強要をなくし、違反があった場合は指示者を厳しく処罰すること。

8. 近年は事務職員にもより一層質の高い業務が求められることから、派遣・契約社員には必要な教育を施し、他職員に労働強化のしわ寄せにならないように具体的な改善策を明示すること。また一定期間以上継続雇用後は原則正規の職員として雇用し、職員間格差をなくすこと。

9. 福利厚生関係諸制度を改悪しないこと。

10. コミュニケーションセンターの実態を常に把握し、顧客および営業店の利便性を最優先した改善をすること。

11. ワーク・ライフ・バランスについて、業務と育児・介護との両立だけでなく、家庭生活全般や趣味・ボランティアなどの自己実現や地域活動も含めて、私的生活全般と仕事とのバランスを考えた意見を集め、実現のこと。すいすい水曜日の完全実施と16：00勤務終了を提案する。

12. 男女間の差別をなくし、女性の役員登用や管理職登用の門戸を開くこと。

上記組合要求に対し、すべての項目について誠意を持って文書でご回答下さい。回答期限は平成21年5月15日（金）午後5時までとします。